

①住宅ローン控除、②住宅売却の申告、③贈与の申告
通常は5～8万円（消費税抜）のところ
前払いして頂ければ4万円（税抜）
申告書作成上の助言だけなら前払2万円（税込）

以下の資料を、郵送・FAXまたは、
スキャナーデータで送信して頂きまして、
事前振込が確認できましたら、
電話・メールにてご対応いたします。

- ①住宅ローン控除 [必要資料] 住民票、売買契約書コピー、
登記簿謄本、住宅ローン残高証明書、給与所得の源泉徴収票
- ②住宅売却の申告 [必要資料] 登記簿謄本、購入時の契約書コピー
住民票の除票、売却時の契約書コピー、住民票、給与所得の源泉
徴収票
- ③贈与の申告 [必要資料] 内容わかる証書・契約書・明細、受贈者
の住民票・戸籍謄本、（贈与者の住民票）、（登記簿謄本）

住宅ローン控除 or 住宅譲渡損失の申告のお客様へ

・【前払】税抜4万円で承ります。

小規模宅地等の減額申告する相続人のお客様へ

- ・【最大】税抜33万円〔相談料は無料〕
- ・マンション敷地の土地持分にも減額特例をつかえます。
 - ・評価が複雑な株式・不動産・生命保険がある場合などは別途請求。
 - ・遺留分に配慮した遺産分割・代償金の計算など別途請求。

過去に相続税を払過ぎていないか心配な相続人の方へ

- ・納付済の相続税が還付された場合のみ、
- ・納付額の2割（税抜）から【成功報酬】
- ・申告控ほか一式の送付を受け、還付になるかの判断まで無料。

電話：03-3388-9638 Fax：03-3385-9638

164-0001 東京都中野区中野4-4-11 日本ビル6階

公認会計士・税理士 黒澤 功栄 koei@kurosawa.gr.jp

お振込先：三井住友銀行 中野支店（223）
普通 3633872 クロサワ コウエイ